

酒類・酒母・もろみ 製造・販売業 休止・開始（異動）申告書の記載要領

- 1 この申告書は、次のいずれかに該当する場合に使用してください。
  - (1) 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、一年以上製造を休止しようとするとき。
  - (2) (1)の申告をした製造者が申告した事項につき異動が生じたとき。
  - (3) 酒類販売業者が、その販売業を休止したとき又は休止後再び営業を開始したとき。
  - (4) 酒類販売（媒介）業者が、その販売施設・設備等を取得し、販売（媒介）業を開始したとき。
- 2 酒類、酒母、もろみ、製造、販売業、休止及び開始のうち不要の文字を抹消してください。
- 3 販売施設・設備等を取得し、販売（媒介）業を開始した者は、「休止する期間又は開始期日」欄に、免許取得年月日を記載してください。